

令和4年2月9日

# まちづくり委員会資料

令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の策定について  
(まちづくり局に関する部分)

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について(案)

資料2 新旧対照表

まちづくり局

## 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

## 1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

## 2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

## 3 施行期日

令和4年4月1日から

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号				
別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年
<u>川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会</u>	<u>まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。</u>	<u>10人以内</u>	<u>学識経験者</u>	<u>2年</u>	<u>(新設)</u>				
川崎市建設緑政局民間	建設緑政局が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力	<u>10人</u> 以内	学識経験者	2年	川崎市建設緑政局	建設緑政局が所管する <u>公の施設</u> における <u>指定管理者制</u>	<u>8人</u> 以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
活用事業者 選定評価委 員会	を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定（川崎市都 市公園条例（昭和32年川崎 市条例第6号）第18条の5 第1項に規定する川崎市公 募対象公園施設設置等予定 者選定委員会の所掌事務に 属するものを除く。）及び 評価に関して調査審議する こと。				管理者選定 評価委員会	度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。			
(略)					(略)				